

信書便制度説明会



平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で538民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています。

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では信書便事業参入の手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書とは何か、信書便事業とはどのようなものかについて、より多くの方々ご理解いただくために説明会を開催いたします。

令和元年 11月28日 (木)

参加無料

会場 秋田市にぎわい交流館AU 4階 研修室1
秋田市中通1-4-1
時間 14:00~15:40 (開場: 13:30)
主催 総務省 東北総合通信局

(内容)

第1部 (利用者・運送事業者等対象) 14:00~15:00

- (1) 信書便制度の概要
- (2) 信書の定義及び信書に該当・不該当の具体例
- (3) 信書便事業の現状とサービス (利用) 事例

第2部 (事業参入希望者対象) 15:10~15:40

- (1) 特定信書便事業の規律
- (2) 特定信書便事業の申請書類と記載事項
- (3) 事業開始以降の遵守事項



(申込方法)

(1) FAXでお申込みの場合 FAX番号:022-221-0612

【別紙】参加申込書に必要事項を記入し、東北総合通信局 信書便監理官宛先に送信してください。

(2) Eメールでお申込みの場合 メールアドレス tohoku-shinshobin@soumu.go.jp

件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、【別紙】参加申込書の内容を入力し、送信してください。

(3) 受付期間は令和元年11月15日(金)まで。

なお、定員40名(先着順)になり次第、締め切らせていただきます。

(お問い合わせ)

総務省 東北総合通信局
信書便監理官 戸田 TEL 022-221-0631

送付先 東北総合通信局 信書便監理官 へ

FAX 番号 022-221-0612

説明会参加申込書(兼 FAX 送信票)

令和元年 月 日

参加種別	<input type="checkbox"/> 第 1 部 / <input type="checkbox"/> 第 2 部 ※ 希望するものに☑付してください。
団体名・企業名	
連絡先	電話番号..... 住 所..... E-mail.....
参加者名	(所属・役職・氏名)

案内図

来庁者用駐車場は余裕がないため、なるべく公共交通機関を利用して御来場ください。

・徒歩 秋田駅西口より約 10 分。

- 秋田駅西口から徒歩10分
- 車2分 駐車場有 隣接しているなかいち駐車場をご利用ください。
一般利用者1台1時間につき100円 ※30分まで無料 1時間につき100円



- 最寄のバス停 千秋公園入口（広小路側）、中通一丁目または中通二丁目（中央通り側）